

24 建 企 第363号  
平成 24 年 10 月 4 日

関係各位

建設企画課長  
(公印省略)

公共測量における測量計画機関が行う「実施の通知」  
について

測量法には、測量計画機関が公共測量を行う場合、あらかじめの都道府県知事への通知と、通知を受けての都道府県知事の公示が規定されています。

測量実施に当たり、余裕のある円滑な公示となるよう、年度当初に国土地理院へ報告する「年度計画」(法 35 条)や、提出する「実施計画書」(法 36 条)に併せて「通知」を行うなど早めの対応をお願いします。

なお、測量実施直前の通知については、通知日が作業期間を過ぎることがないように、また、通知から公示までの事務手続きが 2 週間程度かかることから、その期間を考慮した通知となるようお願いします。

測量計画機関におかれましては、ご理解・ご協力よろしく申し上げます。

【参考：測量法】※39 条による読み替え後

**第十四条** 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 測量計画機関は、公共測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

《趣旨》 公示によって関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地の一時使用、土地の収用又は使用の権利行使が起りえることを知らせることにあります。

問合せ先：長崎県建設企画課 企画調整班  
電話 095-894-3021

【通知事例】

長崎県知事 殿

文 書 番 号  
平成 24 年 10 月 3 日

測量計画機関長

公共測量の実施について（通知）

△△内において、下記のとおり公共測量を実施しますので測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項・第 39 条の規定に基づき通知します。

記

- 作業期間（開始）の前に通知すること
- 通知受付から公示までの事務手続き期間を考慮すること（2 週間程度）  
※早めの通知をお願いします

1. 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
2. 作業期間 平成 24 年 10 月 19 日から  
平成 24 年 12 月 20 日まで
3. 作業地域 長崎県△△

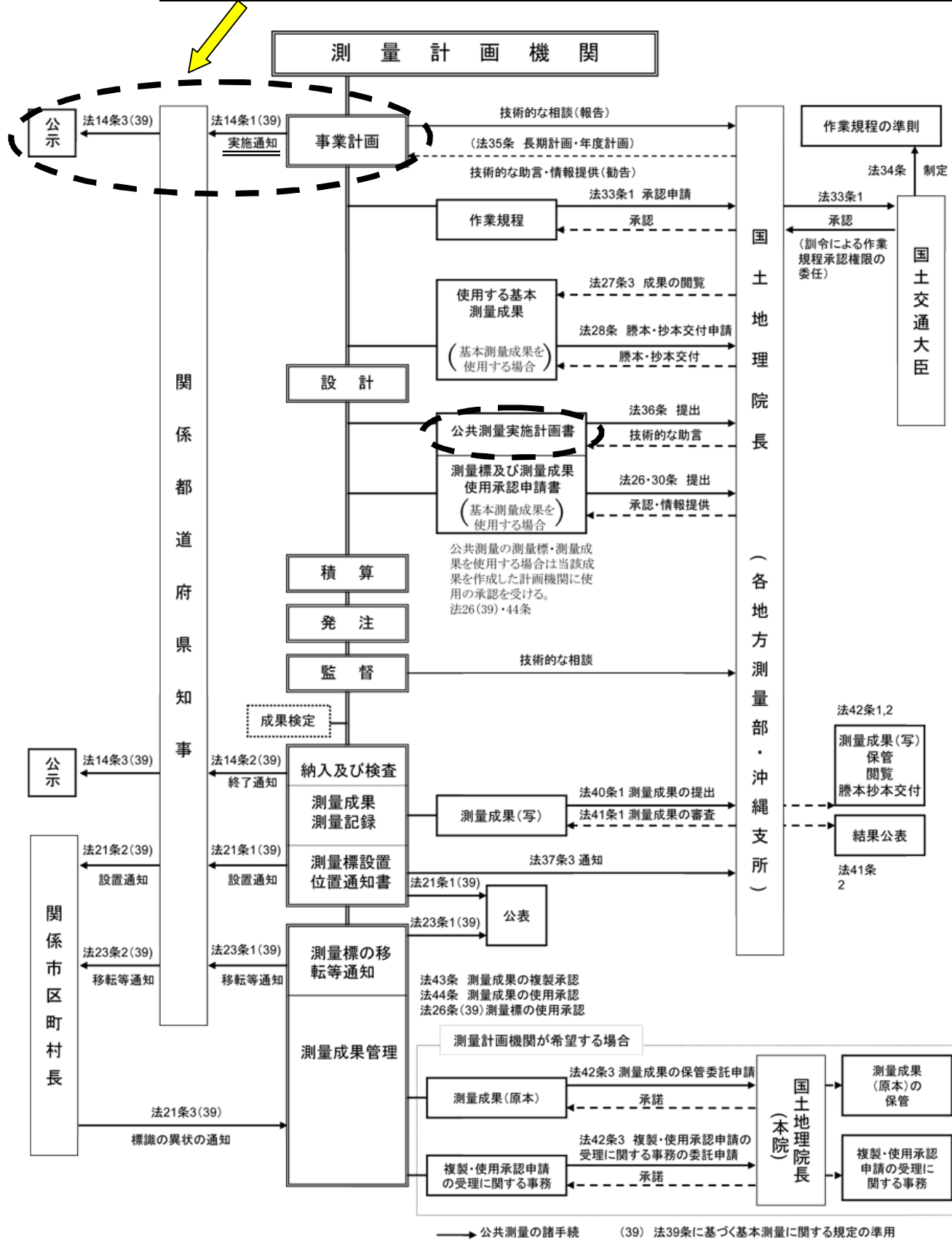
長 崎 県

2 4 . 1 0 . 5

24 建企第 号

# 測量業務の流れと公共測量の諸手続

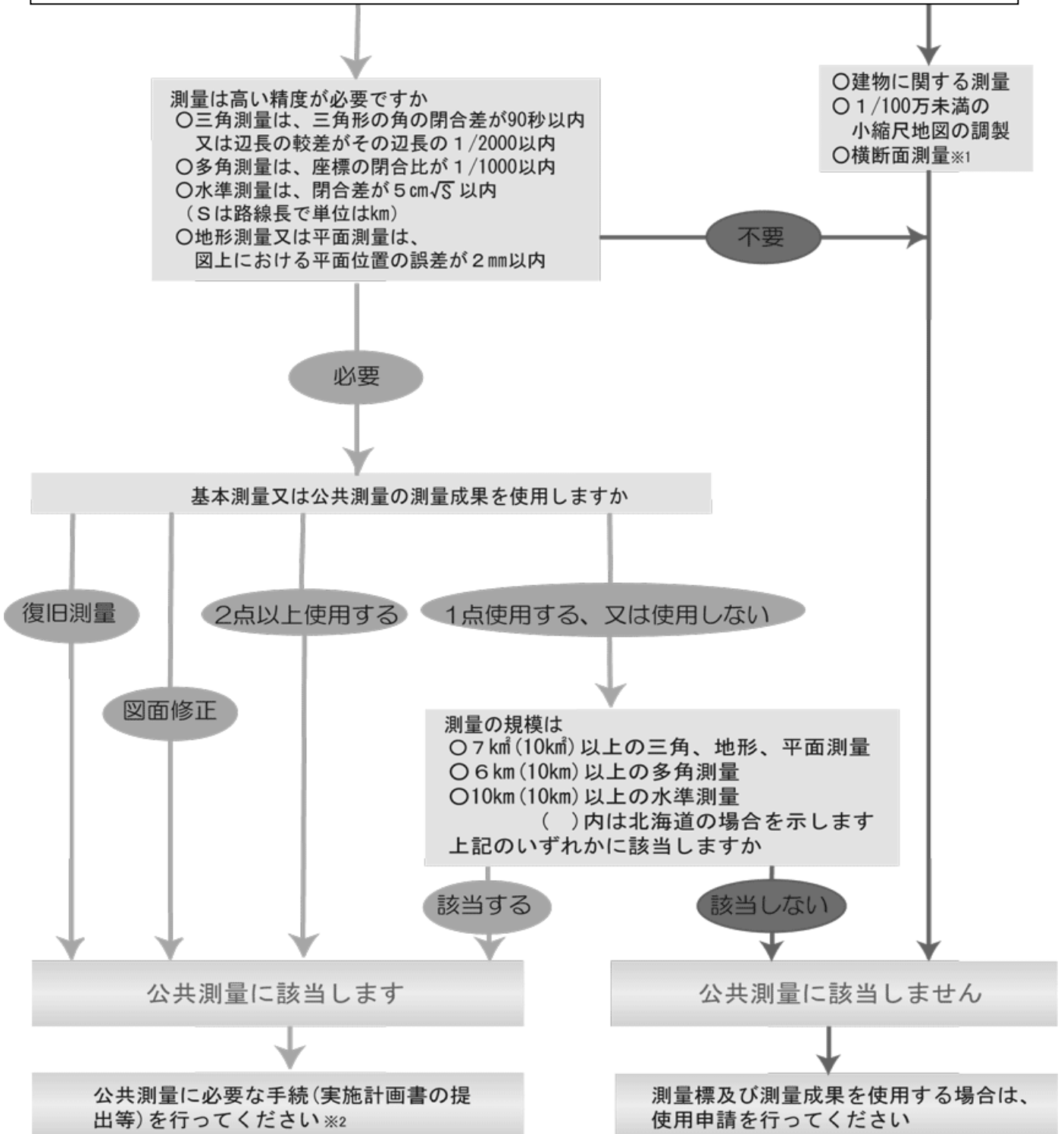
※「事業計画」の報告に併せての「通知」等、早めの対応をお願いします。



→ 公共測量の諸手続 (39) 法39条に基づく基本測量に関する規定の準用

# 公共測量(測量法第5条) 該当フロー

測量に要する費用の全部もしくは一部を国又は公共団体が負担もしくは補助して実施する測量



※1 横断面測量は、おおむね道路、河川等の幅員がその測量地域であるため、局地的測量又は高度の精度を必要としない測量の範囲に含まれ、「作業規程の準則」の横断面測量とは異なる測量です。

※2 国土調査法に基づく地籍調査においては、以下に該当する測量は公共測量実施計画書の提出を行ってください。

①都市再生地籍調査事業

②座標変換(既に国土調査法第19条第2項及び第3項の手続を経た地籍測量成果のうち、地籍図根点等の公共測量に使用されることが見込まれるものの座標を世界測地系へ座標変換する場合。)

③復旧測量(再設、移転、改測、改算)

上記フローの内容は、測量法施行令第1条において定められています。